

エコアクション 21 の運営に関する検討委員会 設置要領

1 目的

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに沿って、エコアクション 21 認証・登録制度（以下、本制度）の公正かつ適切な運営を図ることを目的とし、実施主体（以下、中央事務局という）の運営に関わる確認、評価、助言を行うため「エコアクション 21 の運営に関する検討委員会」（以下、委員会）を設置する。

2 構成

- ① 委員会は、検討事項に関連する学識経験者と企業担当者等のうちから、総合環境政策局長が依頼する者をもって構成する。
- ② 委員会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、検討事項に関係のある者を委員長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。
- ③ 委員会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、委員会の下に分科会等を設置することができるものとする。

3 検討事項

- 中央事務局の運営に関する事項
 - ① エコアクション 21 ガイドラインへの順守状況の全般的確認
 - ② 各事業年度の事業実施状況の報告の聴取と必要な助言
 - ③ 新たに制度を開始する際における要件等の適合性の確認
 - ④ その他、中央事務局に関して検討すべき事項
- エコアクション 21 の制度運営に関する事項
 - ① ガイドライン及び業種別ガイドラインの改訂等の検討
 - ② エコアクション 21 の名称・ロゴマークの使用に関する検討
 - ③ その他、本制度運営に関して検討すべき事項

4 委員長

- ① 運営委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ② 委員長は、運営委員会の議事運営に当たる。
- ③ 委員長に事故のあるときには、委員長が予め指名する検討員がその職務を代行する。

5 期間

平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
（なお、検討会の開催回数は、2～3 回程度、1 回 2 時間程度とする）

6 庶務

運営委員会の庶務は、総合環境政策局環境経済課において処理する。

7 その他

- ① 上記により難い事由が生じた場合は、環境省総合環境政策局環境経済課が委員長に案を諮った上で、決定する。
- ② 会議については、原則非公開とする。なお、議事要旨及び会議資料については、各検討員への確認の後、インターネット等で公表するものとする。